

# 工事現場の遠隔臨場に関する試行要領

令和8年4月

苫小牧市

## 目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 対象工事	1
1.3 費用負担	1
1.4 適用の範囲	2
1.5 施工計画書	4
1.6 工事監督員による監督の実施項目	5
1.7 検査員による検査の実施項目	8
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	9
3. 遠隔臨場による段階確認等の実施	10
3.1 事前準備	10
3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存	10
4. 留意事項等	11
4.1 効果の把握	11
4.2 留意事項	11
4.3 その他	11
5. 参考資料	12
5.1 特記仕様書(記載例)	12
5.2 確認項目の適応性	13
別表1～3	14

## 1. 総則

### 1.1 目的

本要領は、苫小牧市都市建設部及び上下水道部が所管(発注)する工事現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用し、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1)対象工事
- 2)費用負担
- 3)適用の範囲
- 4)遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 5)遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

遠隔臨場とは、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

本要領は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(工事監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出ができる工事を次に列挙する。

- ・ 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

遠隔臨場を実施する工種の選定は「5.2 確認項目の適応性」を参考とする。ただし、「5.2 確認項目の適応性」については、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適応性を判断する。

### 1.2 対象工事

試行の対象とする工事は、発注者が指定し、特記仕様書にて明示する。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としないこととする。

### 1.3 費用負担

遠隔臨場実施にかかる費用負担については、以下の通りとする。

- ・ 遠隔臨場実施にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上とする。
- ・ 従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用の積み上げとする。

#### 1.4 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「北海道建設部土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

試行の対象とする工種・確認項目については、受発注者間で協議し、選定する。

受注者がモバイル端末等により撮影した映像と音声を工事監督員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、必要な場合は録画するものである。

モバイル端末等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

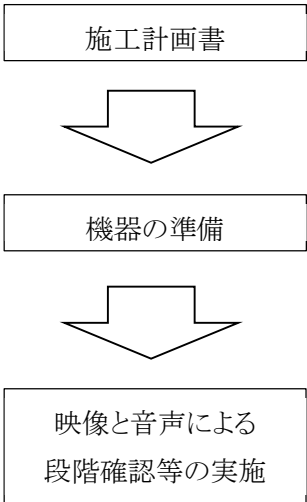
実施手順	受注者の実施項目
 <p>施工計画書</p> <p>↓</p> <p>機器の準備</p> <p>↓</p> <p>映像と音声による 段階確認等の実施</p>	<p>① 施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目</li><li>・機器構成と仕様 等</li></ul> <p>② 機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「記録」に関する機器</li><li>・「配信」に関する機器</li></ul> <p>③ 段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事前準備</li><li>・撮影の実施</li></ul>

図 1-1 受注者の実施項目

### (1) 段階確認

「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-23 工事監督職員による検査(確認を含む)及び立会等」において、「7. 工事監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」の事項に該当し、モバイル端末等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、施工管理記録、写真等を整備し、工事監督員にこれらを提示し、確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

モバイル端末等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、工事監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による段階確認を実施する。

### (2) 材料確認

「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第2章 材料 第2節 品質」、「1-2-2-1の1と4による品質確認及び現物による確認」を記載したものである。

現物による確認においては、モバイル端末等を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、工事監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による材料確認を実施する。

### (3) 立会

「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における工事監督員が臨場にて行う行為にモバイル端末等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

モバイル端末等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向通信を行うことにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。また、立会工種に関しては「北海道建設部土木工事共通仕様書」に従うものとする。なお、工事監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。

## 1.5 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、工事監督員の確認を受けなければならない。

- (1)適用種別
- (2)使用機器と仕様
- (3)段階確認等の実施

### (1)適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。適用する確認項目については、「5.2確認項目の適応性」を参考にするものとする。ただし、「5.2確認項目の適応性」については、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適応性を判断する。

### (2)使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する機器構成と仕様を記載する。

#### 1)映像と音声の「撮影」に用いる機器と仕様

現場(臨場)にて使用するモバイル端末等の機器と仕様を記載する。

#### 2)「撮影」した映像と音声を「配信」するための機器と仕様

モバイル端末等で作成した映像と音声を工事監督員へ配信するために使用する機器と仕様を記載する。

### (3)段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

1.6 工事監督員による監督の実施項目

遠隔臨場の機器を用いて「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合の工事監督員の実施項目を以下に示す。

工事監督員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに、必要とする資料を整備し、遠隔臨場の映像と音声の配信を行い、必要な場合は録画(図1-2)する。

実施手順	工事監督員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">映像と音声による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>① 施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」、 「材料確認」と「立会」項目</li> <li>・機器構成と仕様 等</li> </ul> <p>② 段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認願」、「立会願」の受領</li> <li>・撮影の実施と記録</li> </ul>

図 1-2 工事監督員の実施項目

① 施工計画書の受理

受注者から本要領に基づき、提出された施工計画書の内容及び添付資料をもとに、下記の事項について確認し、受理する。

(1) 適用種別

適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目

(2) 機器構成と仕様

1) 映像と音声の「撮影」に用いる機器と仕様

現場(臨場)にて使用するモバイル端末等の機器と仕様

2) 「撮影」した映像と音声を「配信」するための機器と仕様

モバイル端末等で作成した映像と音声を工事監督員へ配信するために使用する機器と仕様

(3) 段階確認等の実施

適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法

## ② 遠隔臨場による段階確認等の実施

### (1) 「段階確認願」、「立会願」の受領

工事監督員は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を受注者より受領すること。

工事監督員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により受注者より受領すること。

### (2) 撮影の実施

#### 1) 資機材の確認

工事監督員は、遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施にあたり、事前に受注者と双方向通信の状況について確認を行う。

#### 2) 現場(臨場)の確認※

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、工事監督員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、工事監督員による実施結果の確認を得ること。

#### 3) 実施※

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、工事監督員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、工事監督員による実施結果の確認を得ること。

### (3) 記録と保存※

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信し、必要な場合は録画する。

### (4) 記録の確認

工事監督員は、受注者が実施した遠隔臨場の「記録(画面キャプチャ等)」を工事施工協議簿で確認する。

※受注者による実施項目

1.7 検査員による検査の実施項目(書面検査)

工事監督員が遠隔臨場の機器を用いて「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施した場合の検査員による検査の実施項目を以下に示す。

実施手順	検査員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">映像と音声による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>① 施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」、 「材料確認」と「立会」項目の確認</li> </ul> <p>② 段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認願」、「立会願」の授受状況の確認</li> </ul>

図 1-3 検査員の実施項目

(1) 施工計画書の記載事項

工事監督員が実施した「施工計画書の受理・記載事項の確認結果」を工事施工協議簿で確認する。

(2) 段階確認等の実施状況の確認

段階確認願、立会願の受理及び確認結果を工事施工協議簿で確認する。

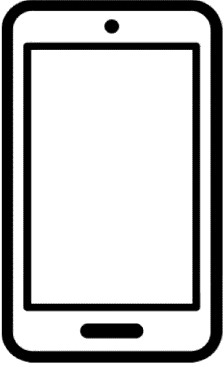
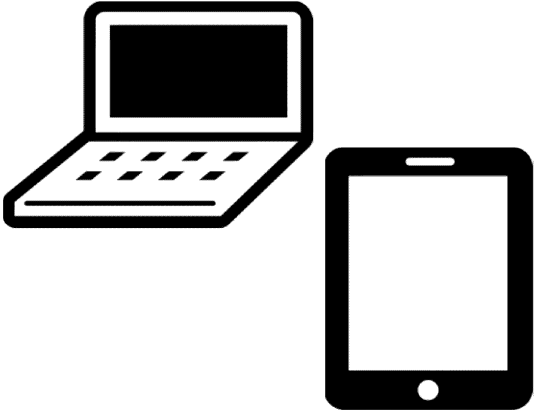
## 2. 遠隔現場に使用する機器と仕様

遠隔現場に使用するモバイル端末等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

また、利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なPC等で利用が可能であり、ソフトウェアのインストール等が不要で、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。なお、受注者が所有するタブレット端末等を発注者に無償で貸与することも可能とする。

### 2.1 機器構成(例)

モバイル端末等を用いた例

	現場（臨場）	工事監督員
機器	スマートフォン 	PC/タブレット 

### 2.2 映像と音声の「撮影・配信」について

本試行に用いるモバイル端末等による映像と音声の「撮影・配信」について、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

### 3. 遠隔臨場による段階確認等の実施

#### 3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所(場所)や必要とする資料等について、工事監督員に確認を行う。なお、工事監督員による確認・立会の実施時間は、工事監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合はこの限りではない。

##### 1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を工事監督員に提出しなければならない。また、工事監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

##### 2) 立会願の提出

受注者は設計図書に従って工事監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を工事監督員に提出しなければならない。

#### 3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

##### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に工事監督員との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

##### (2) 現場(臨場)の確認

現場(臨場)における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場(臨場)周辺の状況を伝え、工事監督員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

##### (3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。実施にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、工事監督員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、工事監督員による実施結果の確認を得ること。

##### (4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信し、画像をキャプチャー保存する。

#### 4. 留意事項 等

##### 4.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、施工者及び工事監督員を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

##### 4.2 留意事項

工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) モバイル端末等を作業員に所持させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

##### 4.3 その他

本要領に記載されていない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 5. 参考資料

### 5.1 特記仕様書(記載例)

(記載例)

#### 1. 工事現場の遠隔臨場に関する試行工事

当該工事は、「工事現場の遠隔臨場に関する試行工事(以下、「本試行工事」という。)の対象工事として指定する。

受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(工事監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、「工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施する。

#### 2. 試行内容

##### (1)段階確認・材料確認、立会での確認

1)受注者がモバイル端末等により撮影した映像と音声を工事監督員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、必要な場合は録画する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

2)モバイル端末等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故など報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

##### (2)機器の準備

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、配置するものとし、詳細については、工事監督員と協議し決定するものとする。

##### (3)効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、工事監督員の指示による。

##### (4)不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為に対する監督処分の基準」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

##### (5)費用

本試行に要する費用の全額を技術管理費に積み上げ計上する。

なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用の積み上げとする。

## 5.2 確認項目の適応性

汎用的なモバイル端末等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表 1、2、3 に示す。

○:汎用的な機器で実施可能な確認項目

△:特殊な機器等又は現場臨場が必要(映像や音声で判断できない)となる確認項目

なお、適応性は、北海道建設部が実施した建設現場の遠隔臨場の試行結果(アンケート調査結果)を参考としており、「○:汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫(特殊な機器の使用等)を妨げるものではない。また、「△:特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器(AI 等の汎用化されていない機器)もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表 1～3 を参考とする。ただし、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 1/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工※1		設置完了時	使用材料	○
指定仮設工※1		設置完了時	高さ、深さ	○
指定仮設工※1		設置完了時	幅、長さ	○
掘削工※2		土質の変化したとき	土質	△
掘削工※2		土質の変化したとき	変化位置※3	○
掘削工※2		土質の変化したとき	変化位置※4	△
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング 実施時	ブルーフローリング 実施状況	△
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	使用材料	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1: 仮設道路、仮栈橋工、仮締切工、土留工等

※2: 河川土工、砂防土工、道路土工

※3: 変化位置を色の変化等により確認する場合

※4: 変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込時	長さ	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工(仮設を除く)	鋼矢板	打込完了時	変位	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	使用材料	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	溶接部の適否	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	杭の支持力	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時(打込杭)	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時(中掘杭)	杭の先端土質	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時(中掘杭)	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時(中掘杭)	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	支持地盤	△
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	使用材料	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	基準高	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	偏心量	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	杭径	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、 アースドリル杭、大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	幅	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	延長	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	置換厚さ	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	支持地盤	△
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
重要構造物※1		土質の変化したとき	土質	△
重要構造物※1		土質の変化したとき	変化位置※2	○
重要構造物※1		土質の変化したとき	変化位置※3	△
重要構造物※1		床掘掘削完了時	支持地盤(直接地盤)	△
重要構造物※1		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
重要構造物※1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
重要構造物※1		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
躯体工、RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンバー	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	寸法	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1: 函渠工(樋門・樋管を含む)、躯体工(橋台)、RC 躯体工(橋脚)、橋脚フーチング工、RC 擁壁、砂防ダム、堰本体内工、排水機場本体内工、水門工、共同溝本体内工

※2: 変化位置を色の変化等により確認する場合

※3: 変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/4

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
桁製作工※1		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工※1		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工※1		PC 鋼線・鉄筋組立て完了 時(工場製作を除く)	使用材料	○
桁製作工※1		PC 鋼線・鉄筋組立て完了 時(工場製作を除く)	設計図書との対比	○
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー 穿孔完了時	穿孔長、径、間隔、孔内状 況	○
	鋼板取付工	鋼板建込み固定アンカー 完了時	設計図書との対比(鋼板 の割付、形状、継ぎ手形 状)、材片の組合せ状況	○
	固定アンカー工			
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の 清掃と乾燥状況、仮付け 溶接寸法、外観状況	○
		溶接完了時	溶接部の適否	○
	現場塗装工	塗装前	鋼板面素地調整状況	○
塗装完了時		外観状況	○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1:ポストテンションT(I)桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PCホロースラブ製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押出し箱桁製作工、床版・横組工

別表2 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

区分	材料名	試験項目		適応性
全般	JIS 規格製品	資料確認		○
セメントコンクリート製品	コンクリート杭	外観試験		○
	コンクリート矢板			
	レディーミクストコンクリート	強度試験	圧縮強度	○
		強度試験	曲げ強度	○
		スランプ試験		○
		スランプフロー試験		○
		空気量		○
塩化物含有量		○		

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/2

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	
土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	△
土工	道路土工	一般事項	地山の土	地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	△
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥がれが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	○
一般施工	一般舗装工	アスファルト舗装工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	○
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合、監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	3)枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/2

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考(『土木共通仕様書』より)	
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽植樹の植替え	(3)枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上、行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。